

「介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)」について

本日の内容

- 1 「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」について
- 2 焼津市の実施方針(平成28年3月現在)



焼津市健康福祉部長寿福祉課



1 「介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)」について

焼津市における各指標の推計

(第6期介護保険事業計画における市の推計)

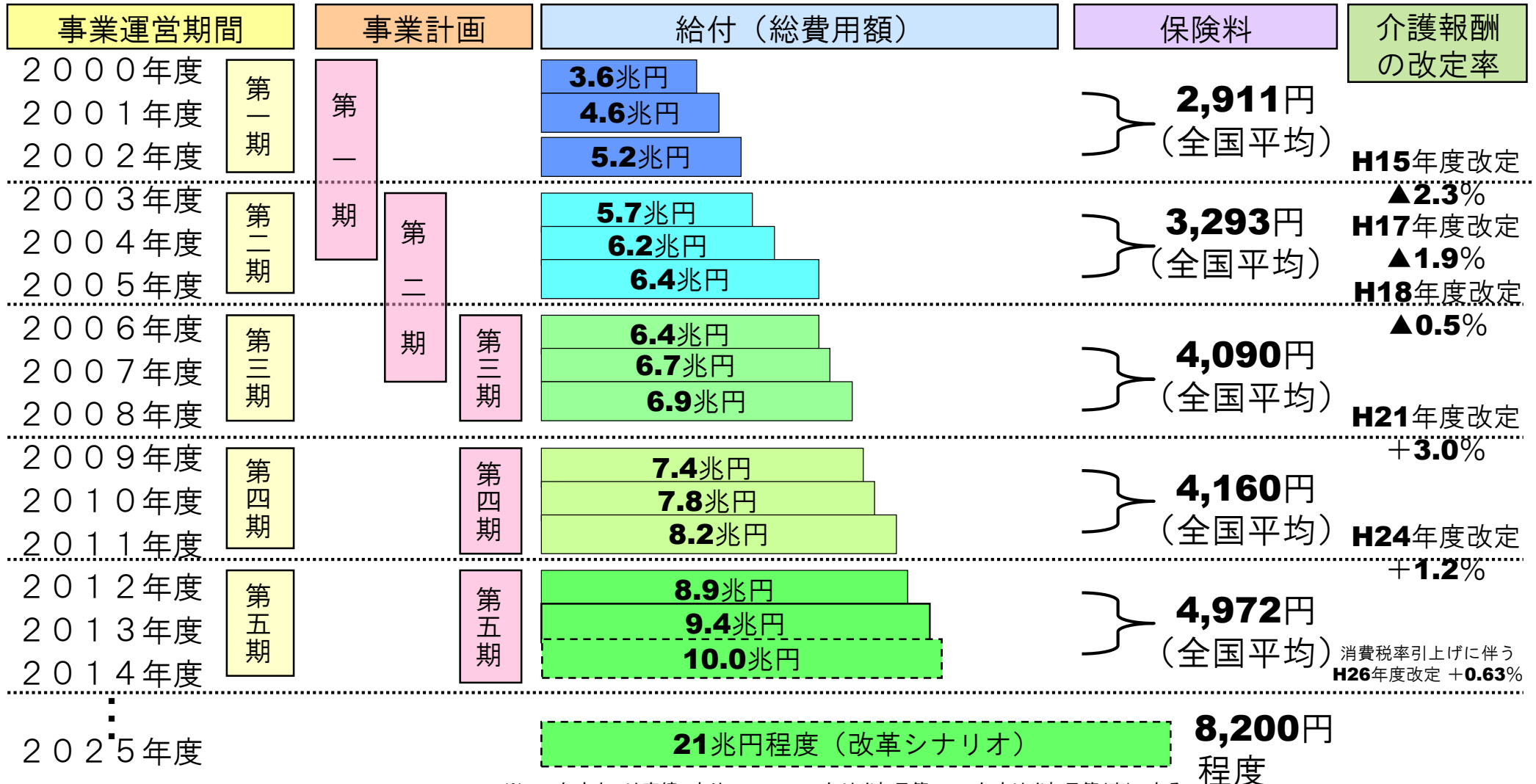
	平成26年	平成37年(2025年)	増加率
要介護(要支援)認定者	5,786人	7,512人	1.3倍
75歳以上人口	17,314人	23,282万人	1.4倍
保険給付費	約90億円	??億円	??倍
介護保険料(1月あたり)	4,505円	??円	??倍

(参考)介護保険料の推移と平成37年度の見込

		基準月額	増加率
第1期	平成12～14年度	2,864円	—
第2期	平成15～17年度	2,960円	1.03倍
第3期	平成18～20年度	3,662円	1.28倍
第4期	平成21～23年度	4,163円	1.45倍
第5期	平成24～26年度	4,505円	1.57倍
第6期	平成27～29年度	4,970円	1.74倍
参 考	平成37年度	8,200円	2.86倍

介護給付と保険料の推移

- 市町村は3年を1期(2005年度までは5年を1期)とする介護保険事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行う。
保険料は、3年ごとに、事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づき、3年間を通じて財政の均衡を保つよう設定。
- 高齢化の進展により、2025年には保険料が現在の5000円程度から8200円程度に上昇することが見込まれており、地域包括ケアシステムの構築を図る一方、介護保険制度の持続可能性の確保のための重点化・効率化も必要となっている。

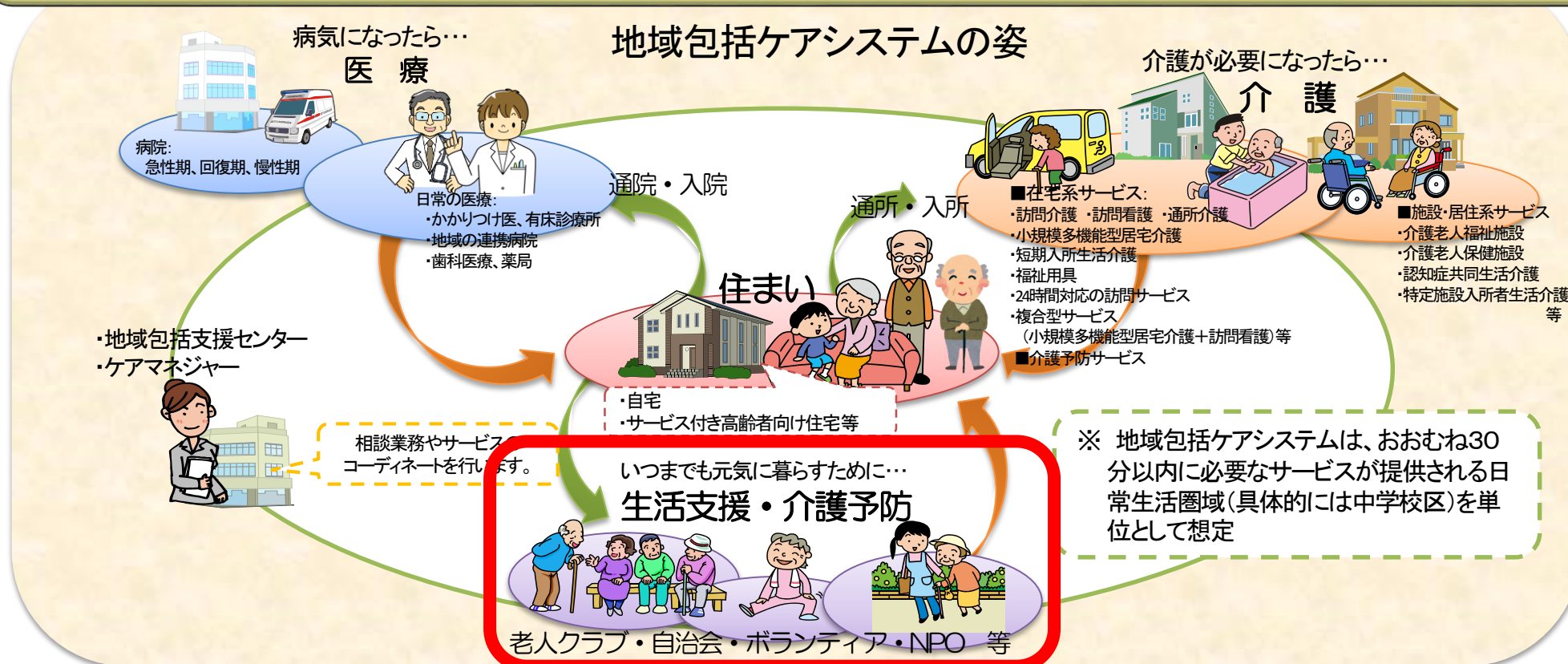


※2011年度までは実績であり、2012～2013年は当初予算、2014年度は当初予算(案)である。
※2025年度は社会保障に係る費用の将来推計について(平成24年3月)

※2012年度の賃金水準に換算した値

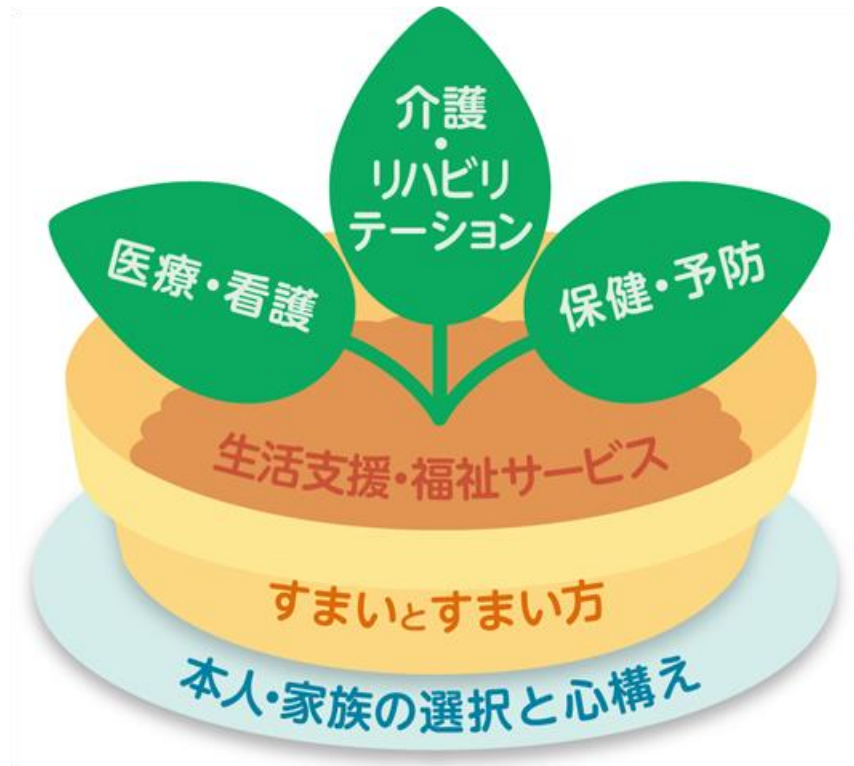
地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



支え合いによる地域包括ケアシステムの構築について

- 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「介護」「医療」「予防」といった専門的サービスの前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要である。
- 自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる(体系化・組織化する)役割が必要。
- とりわけ、都市部では、意識的に「互助」の強化を行わなければ、強い「互助」を期待できない。



自助：
・介護保険・医療保険の自己負担部分
・市場サービスの購入
・自身や家族による対応

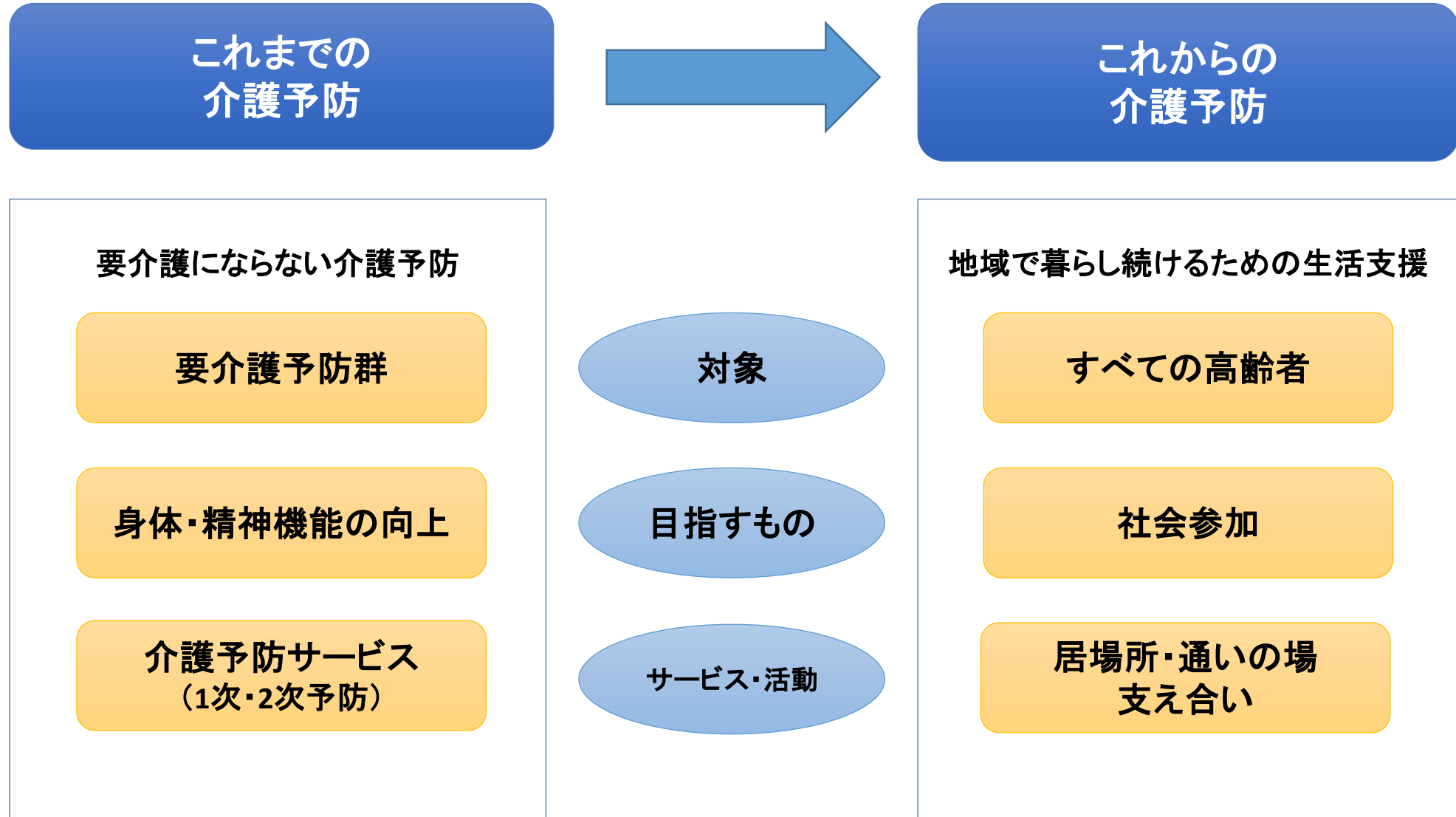
互助：
・費用負担が制度的に保障されていないボランティアなどの支援、地域住民の取組み

共助：
・介護保険・医療保険制度による給付

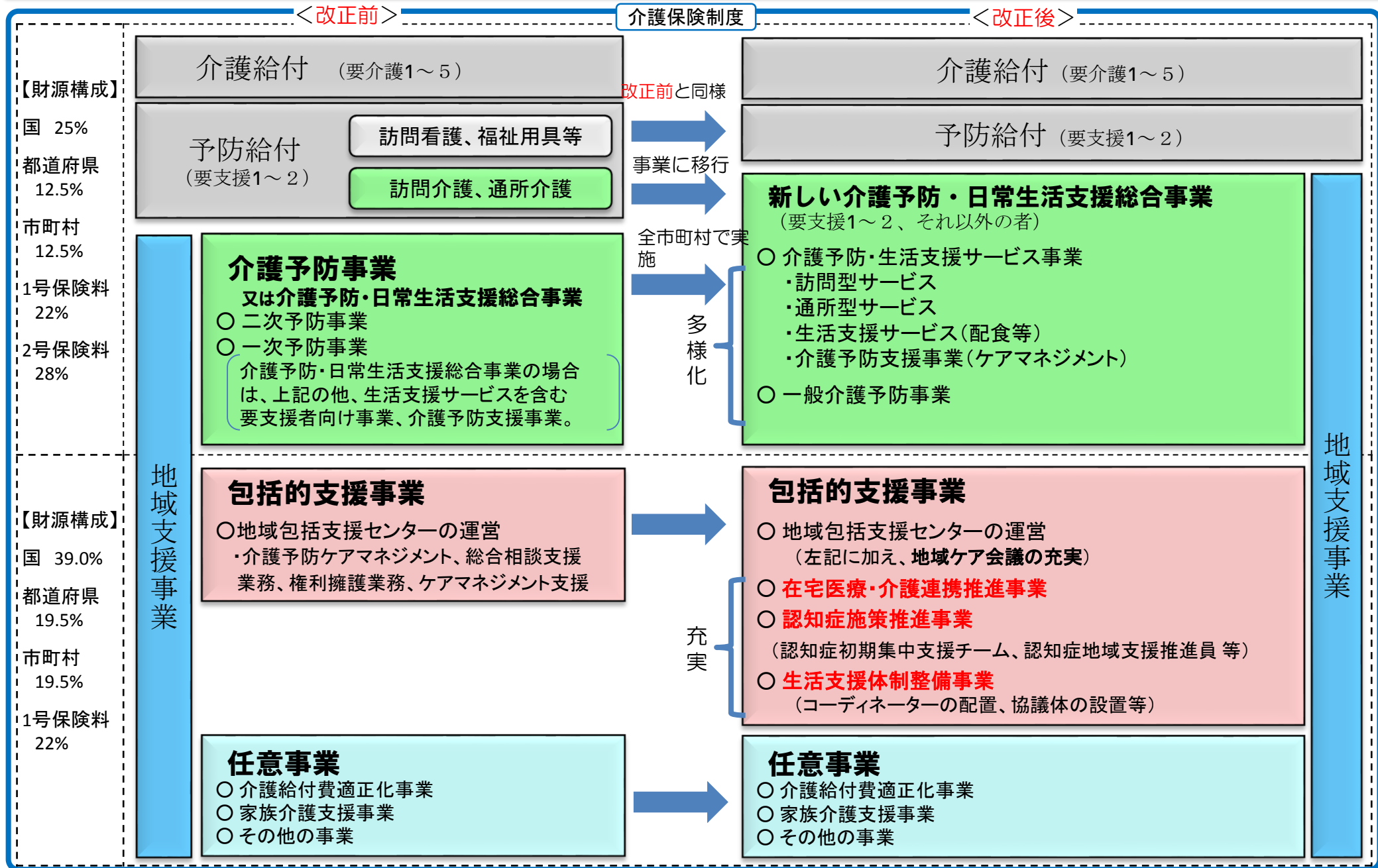
公助：
・介護保険・医療保険の公費（税金）部分
・自治体等が提供するサービス

地域包括ケア研究会「地域包括ケアシステムの構築における今後の検討のための論点」(平成25年3月)より

介護予防事業の「大きな方針転換」



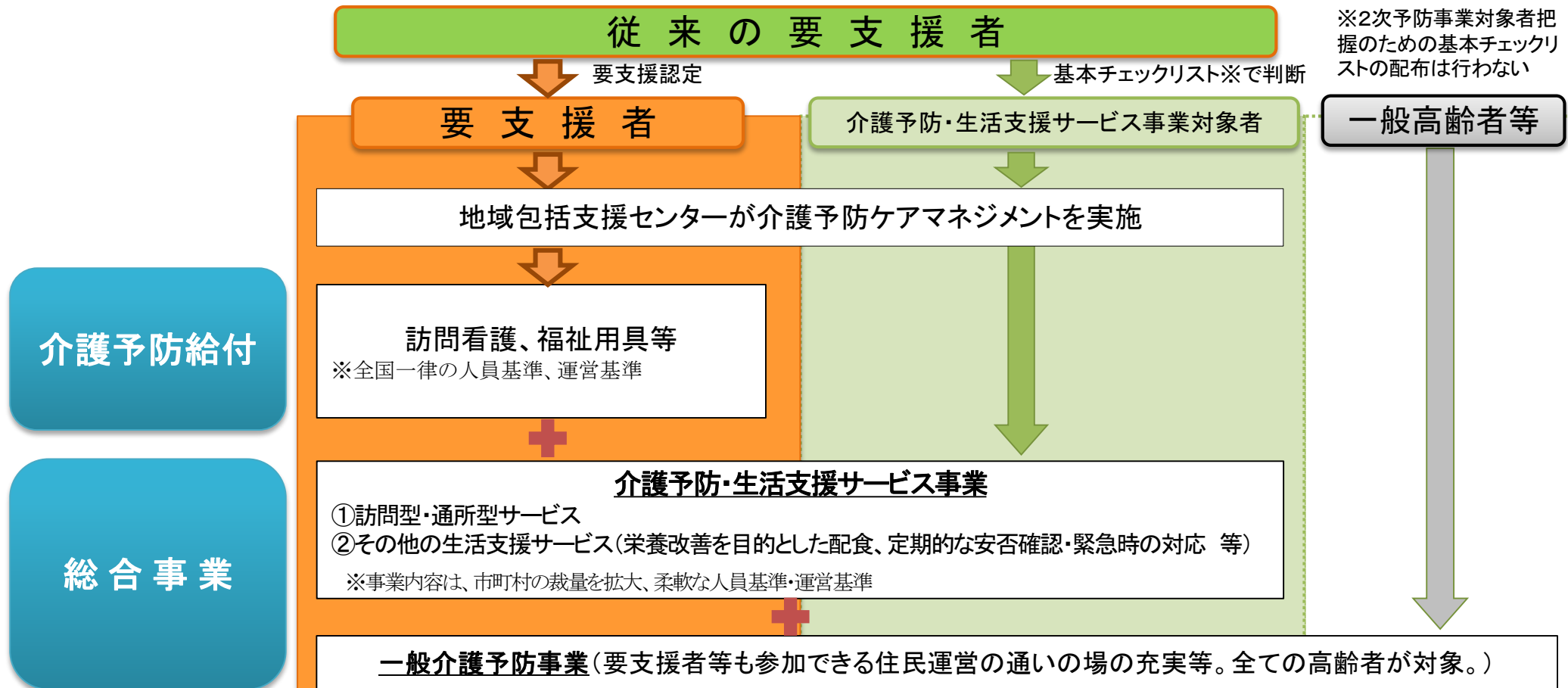
地域支援事業の全体像



※厚生労働省資料を一部改変

総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行(介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(平成29年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・短期入所療養介護
- ・居宅療養管理指導
- ・特定施設入所者生活介護
- ・短期入所者生活介護
- ・訪問入浴介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具貸与
- ・福祉用具販売
- ・住宅改修

など



訪問介護、通所介護
について事業へ移行

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
 - ・多様な担い手による生活支援
- ・通所型サービス
 - ・ミニデイなどの通いの場
 - ・運動、栄養、口腔ケア等の教室
- ・生活支援サービス(配食・見守り等)
 - ・介護事業所による訪問型・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

従来通り
予防給付で行う

新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。

現行の介護予防事業

一次予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一次予防事業評価事業

二次予防事業

- ・二次予防事業対象者の把握事業
- ・通所型介護予防事業
- ・訪問型介護予防事業
- ・二次予防事業評価事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直す

介護予防を機能強化する観点から新事業を追加

一般介護予防事業

・介護予防事業対象者の把握事業

- ・地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域介護予防活動支援事業等で重点的に対応（基本チェックリストを活用することも可能）

・介護予防普及啓発事業

・地域介護予防活動支援事業

- ・要支援者等も参加できる住民運営の通いの場の充実

・介護予防事業評価事業

・（新）地域リハビリテーション活動支援事業

- ・「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけるために、地域においてリハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進

介護予防・生活支援サービス事業

- ・従来の二次予防事業対象者に実施していた通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、基本チェックリストの活用により、引き続き、対象者を限定して実施

介護予防・日常生活支援総合事業

2 総合事業を構成する各事業の内容及び対象者

(1) 介護予防・生活支援サービス事業(サービス事業)

- 対象者は、制度改正前の要支援者に相当する者。
 - ①要支援認定を受けた者
 - ②基本チェックリスト該当者(事業対象者)

事業	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメント

- ※ 事業対象者は、要支援者に相当する状態等の者を想定。
- ※ 基本チェックリストは、支援が必要だと市町村や地域包括支援センターに相談に来た者に対して、簡便にサービスにつなぐためのもの。
- ※ 予防給付に残る介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等を利用する場合は、要支援認定を受ける必要がある。

(2) 一般介護予防事業

- 対象者は、第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<p>・体力の改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース</p> <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	<p>訪問型サービスBに準じる</p>
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

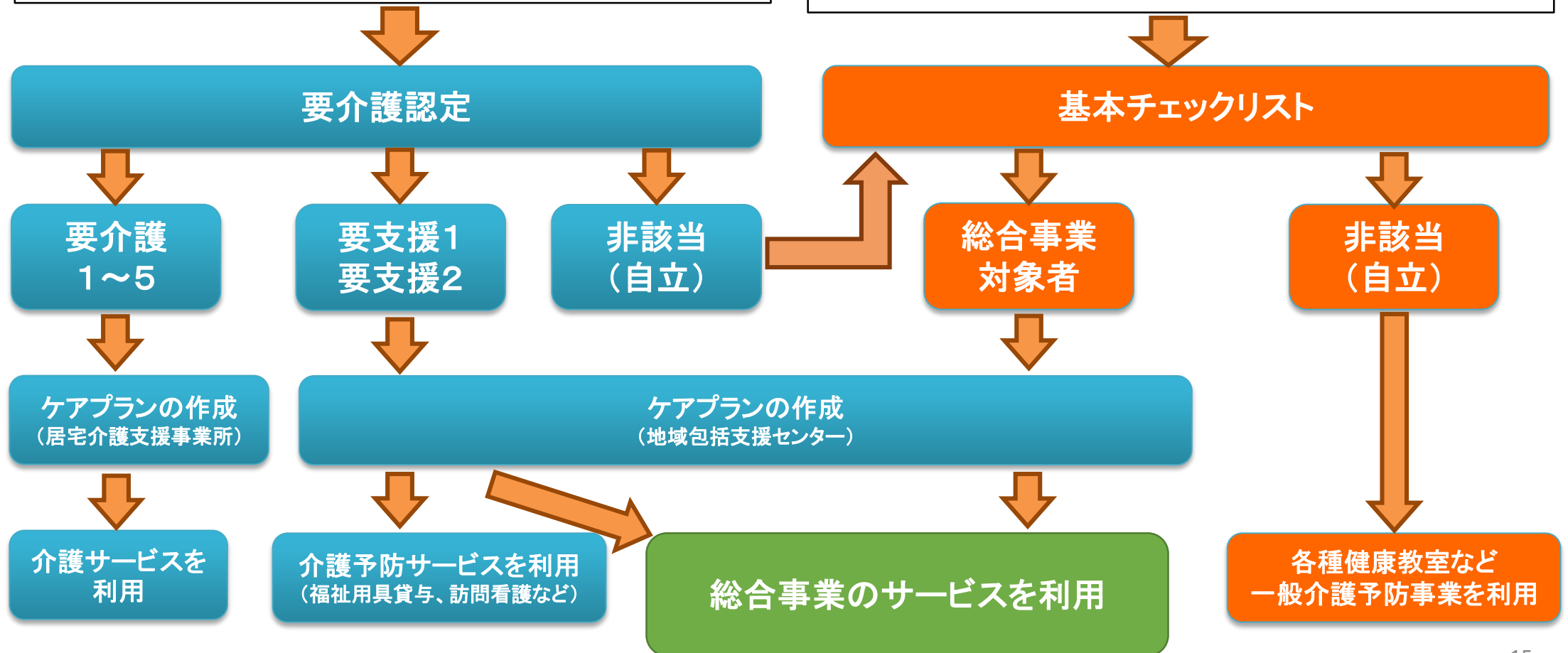
③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

申請の流れ

- 新規でサービスを利用する人
- 要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない人
- 第2号被保険者(40~64歳)の人

- 要介護・要支援認定の結果が「非該当」で訪問型サービス、通所型サービスの利用を希望する人
- 更新時に要支援1・2で訪問型サービス、通所型サービスのみを利用して、今後も同様のサービスを希望し、かつ要支援認定を希望しない人



2 焼津市の実施方針(平成28年3月現在)

焼津市における総合事業移行時の事業メニューについて(概要)

訪問型サービス・通所型サービス

①旧来の介護予防訪問介護・介護予防通所介護相当

旧介護予防給付に相当するサービスで介護事業所が実施主体。介護職員初任者研修を終了した介護事業所従事者が身体介護と生活援助を提供。基準、サービス内容について旧予防給付と同等。指定により実施

②緩和した基準によるサービス

旧介護予防給付の基準を緩和したサービスで介護事業所等が実施主体。市が指定する研修を終了した介護事業所等被雇用者が生活援助(掃除・炊事等の家事援助)を提供。指定又は委託により実施。サービス内容について旧予防給付より緩和。費用も廉価に設定

③住民主体による支援

旧介護予防給付の基準をさらに緩和したサービスで住民主体の取り組み。市が指定する研修を終了した住民ボランティアが生活援助(掃除・炊事等の家事援助)を提供。委託又は補助により実施。サービス内容について旧予防給付より緩和。費用もより廉価に設定

④短期集中予防サービス

旧二次予防対象者向け介護予防事業に相当するサービス。専門職(保健師・PT・OT等)により3ヶ月程度の期間で機能訓練を行う。直営又は補助により実施。費用は旧二次予防事業と同等程度

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援に相当するサービスで、地域包括支援センターが実施要件を緩和したサービスを設け、費用額の抑制、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への再委託の促進を図る

- ケアマネジメントA: 介護予防支援と同等のサービス。要件・単価とも同等
- ケアマネジメントB: Aからアセスメント頻度、サービス担当者会議を緩和した類型を想定。単価はAより廉価
- ケアマネジメントC: 初回のみ of ケアマネジメント。単価はBより廉価

一般介護予防事業

従来の二次予防対象者、一次予防対象者の区別をなくし、一体として介護予防事業を行う。

焼津市の総合事業への移行時期は平成29年4月1日を予定

○現在、要支援認定を受けている人のうち、平成29年4月認定更新の人から、順次総合事業に移行する。

平成29年度中に全ての介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、それぞれ訪問型サービス及び通所型サービスに移行。

旧来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護と同じサービスを総合事業においても実施する予定

○総合事業においても基本的に、指定基準、報酬・加算等も含めて旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準による訪問型サービス、通所型サービスを実施する。ただし、旧来の介護予防訪問介護における生活支援については、準備が整い次第、訪問型サービスA又はBに移行していく予定

総合事業への移行にあたり要綱等の制定を予定

○総合事業に係る規定体系として要綱等を制定する予定

住民向け周知は随時行っていく

○広報やいづ、市HP、認定更新通知に案内を同封していくほか、必要に応じて説明会を開催していく

旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護相当のサービスについて

事業所指定基準、報酬・加算は旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一

- 厚生労働省令に規定のあった旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定する。
事業所の指定基準、報酬・加算等も旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一となる。
- 請求方法も国保連経由となるが、請求コードは総合事業専用となることに留意。

既存事業所は「みなし指定」により新規指定申請不要

- みなし指定とは、平成27年3月31日で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所及び指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成27年4月1日に指定したとみなすもの。
- これらの事業所にあっては指定手続きが済んでいるとされるので、新規の指定申請手続きは不要。
みなし指定による指定の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日

【みなし指定の留意点】

平成27年4月1日以降の新規指定介護予防訪問介護事業所等には、みなし指定の効力は適用されない

- 平成27年3月31日時点において有効な介護予防訪問介護等の指定を有していない事業所(平成27年4月1日以降の新規指定事業所)には、みなし指定の効力は及ばない。これに該当する事業所が総合事業を実施する場合には、総合事業のサービス事業所として新規指定を受ける必要がある。

みなし指定の有効期間終了後に指定の更新申請が必要

- みなし指定は、総合事業サービス事業所としての新規指定の手続きを「手続済」とみなすものです。指定の有効期間終了前には更新手続きが必要。

総合事業における事業所指定について

総合事業に係る事業所指定は焼津市が行う。平成27年4月から平成30年3月の間は3種類の事業所指定が存在する

- 総合事業における事業所の指定権者は焼津市。新規指定、更新、変更届、加算届等は焼津市に対して行う。
- 平成27年4月から平成30年3月までは、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が並存することになるので事業所の指定も3種類が存在する。
そのため、指定内容が変更になった際の変更届については、介護保険給付と介護予防給付に係る変更届は静岡県、総合事業に係る変更届は焼津市に届け出ることになる。総合事業に係る各種届出の様式等は平成29年1月の事業所説明会で示していく予定。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	静岡県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	静岡県
	(地域密着型通所介護)	指定地域密着型通所介護事業所の指定	焼津市
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護の指定	静岡県
総合事業	旧来の介護予防訪問(通所)介護相当のサービス	総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定	焼津市

(介護予防給付の指定更新をしないとサービス提供ができなくなる場合の例)

- 市を越えてサービス提供をしている場合で、市境を越えた先の市町で総合事業を実施していない場合
- 住民票を動かさずに焼津市内に在住している焼津市以外の被保険者(住所地特例ではない者)にサービス提供をしている場合で、その者の保険者が総合事業を実施していない場合。

焼津市に住民票のある住所地特例者に対してはその人の認定更新以降に総合事業が提供され、介護予防訪問(通所)介護は認定更新以降提供されない。

総合事業における事業所指定について

総合事業に係る事業所指定は、焼津市の被保険者及び焼津市に住民票のある住所地特例者のみ効力を有する

○総合事業の指定業者は焼津市であるから、総合事業に係る事業所指定は焼津市の被保険者及び焼津市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。(地域密着型サービスにおける指定と類似)

焼津市以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、焼津市への届出だけではない

○焼津市に所在する事業所が、焼津市以外の事業対象者(焼津市に居住する住所特例者は除く)に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町から事業所指定を受ける必要があり、変更届や指定更新も同様に焼津市のほかそれぞれの市町に届け出る必要がある。

※「みなし指定」は、条件を満たす事業所に対して平成27年4月1日にそれぞれ指定行為を行ったとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効果しかない。

○総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなって、それぞれの指定に対して変更届や指定更新を届け出ることが必要となる。

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業所指定
焼津市	焼津市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定
A市	A市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定
B市	B市による総合事業の訪問型(通所型)サービス事業所の指定

総合事業における事業所指定について

旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準によるサービス(相当サービス)を実施する場合は、定款変更は不要

○厚生労働省令に規定のあった旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容を総合事業の相当サービスとして規定するため、現在の定款に以下のような記載があれば、平成29年4月1日付の定款変更は不要である

例) 介護予防訪問介護、介護予防通所介護事業が定款の事業に規定されており、事業の最終項目が「前各号に附帯する一切の事業」である

多様なサービスを実施する意向がある場合、旧来の介護予防訪問介護又は介護予防通所介護を実施していないが平成29年4月以降に相当するサービスを実施する場合は、定款変更が必要

○多様なサービスを実施する意向がある事業者及び平成29年4月1日以降に相当サービスを実施する場合は、定款に以下の規定を追加する必要がある

例) 介護予防・日常生活支援総合事業 を定款の事業に追加



旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準によるサービスは、請求も従来と同じ

○厚生労働省令に規定のあった旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容を総合事業のサービスとして規定するため、請求方法も同じになる。費用の1割(2割)を利用者から徴収し、報酬分を国保連経由とすることに変わりはない。

○請求コードは総合事業専用のコードが用意される。(コードは平成29年1月の事業所説明会で示していく予定)

多様なサービスを実施する場合は、事業所指定(国保連経由)に限定されない

○多様なサービスは制度上さまざまな実施方法が想定されており、事業所指定(国保連経由)のほか、委託や補助といったさまざまな方法をとることが可能

○多様なサービスごとの具体的な実施方法や要件(委託契約における仕様、補助要件等)はそれぞれ焼津市が定める

総合事業によるサービスの提供には、利用者との契約が必要

○総合事業によるサービスの提供にあたっては、利用者との契約が必要となる。

※旧来の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護と同一の基準によるサービスは契約必須

※現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する内容のため、総合事業には適用されない。

○事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いする

(総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例)

利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていれば良いので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約書の読み替え可能な規定盛り込む(文書案は平成29年1月の事業所説明会で示していく予定)

○地域包括支援センターから介護予防支援に係る再委託を受けている場合においても同様に介護予防ケアマネジメントへの読み替えが必要となる場合がある。

介護予防支援	介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プランの作成 ※介護予防訪問(通所)介護は総合事業に移行するので介護予防給付には含まない
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のみ予防プラン作成

項目	変更点	備考
サービスの単価・内容	なし	<u>現行の介護予防サービスと同じ内容 ※</u>
人員基準・運営基準	なし	<u>現行の介護予防サービスと同じ内容 ※</u>
ケアマネジメント	なし	ケアマネジメントAを実施 B、Cについては来年度検討する
利用者との契約	あり	提供方法が変わるため、新たに契約を行う
事業所指定	なし	介護保険法によるみなし指定のため、申請は不要 ただし、平成27年4月以降に開設した事業所は申請が必要

※サービス単価、人員基準等は旧来の介護予防訪問(通所)介護サービスに限る

	内 容
平成28年3月23日	総合事業事業者説明会①(当市の実施方針)
平成28年10月	総合事業事業者説明会②(サービス内容、単価など)
平成28年10月	総合事業事業者募集(多様なサービス)
平成29年1月	総合事業事業者説明会③(指定申請、請求事務など)
平成29年1月	介護予防ケアマネジメント説明会
平成29年2月～	相当サービス指定申請受付
平成29年4月1日	総合事業開始

ご清聴ありがとうございました。

総合事業についてのご意見についてはお手元の用紙をFAX若しくはメールで送信してください。

FAX: 621-0034

E-mail: choju@city.yaizu.lg.jp